

平成26年度福岡市こども・子育て審議会
目標2「安心して生み育てられる環境づくり」専門委員会

【期 日】平成26年8月27日（水） 13:30～15:30

【場 所】天神ビル11階11号会議室

【出席者】

○委員9名

針塚会長、谷口（初）副会長、上田委員、柿迫委員、川原委員、古賀委員、重富委員
菅委員、谷口（芳）委員

※欠席委員4名

池内委員、尾花委員、桑原委員、中村委員

○市関係者

池見こども部長、松本子育て支援部長、他関係課長

【次第】

○議題 1 教育・保育の提供区域について

2 第4次福岡市子ども総合計画素案（目標2）について

開会

○事務局 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ほんとうに大変ありがとうございます。
ただいまから、平成26年度福岡市こども・子育て審議会、目標2の専門委員会を
開会させていただきます。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例施行規則第9条の規定に
おきまして、委員の2分の1の出席が必要となっております。本日は目標2の専門委員
の委員様13名のうち9名の委員様の出席をいただいております。本日の会議は成立いたして
おりますことをご報告させていただきます。

それでは早速、針塚会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

議題1

教育・保育の提供区域について

○会長 皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の次第に沿って始めさせていただきたいと思いますが、初めに、第4次福岡市
子ども総合計画の事業目標に関連いたしまして、教育・保育の提供区域について審議を
行いたいと思います。その後、前回の会議に引き続きまして、計画素案につきましても
ご議論いただきたいと思います。時間は15時30分までを予定しておりますので、ご協力

をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では早速ですが、初めに議題1 教育・保育の提供区域について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 では、議題でございます教育・保育の提供区域につきまして、ご報告させていただきます。お手元の資料に沿って説明いたします。まず、左上、提供区域の考え方で。国が定める基本指針によりますと、教育・保育の提供区域につきましては、まず第1に、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育設備の整備状況など総合的に勘案することになっています。

2番目は、小学校区、中学校区、行政区など地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動できることです。

3番目は、保育所や認定こども園などの教育保育施設や地域型保育事業の認可の際の需給調整の判断基準となることを踏まえることになってございます。この場合の需給調整でございますが、教育・保育施設、地域型保育事業の認可申請がございました場合に、その内容が客観的な認可基準を満たしており、申請者が欠格事項に該当しなければ原則として認可することになりますが、それにより供給過剰となるときは認可をしないことができます。この場合、提供区域ごとに供給過剰になるかどうかの判断を行います。

次に2番目、本市の提供区域についてです。本市の提供区域を検討するに当たり、全市域、行政区、31区域、中学校区、小学校区の五つのパターンを検討いたしました。それぞれご説明いたします。

まず、全市や行政区は、広域であるため細かなエリアでの保育需要を把握することが困難です。その結果、保育所整備を計画する際に保育需要がある場所と距離的に乖離した場所での保育所整備など、事業展開においてミスマッチな対応になる可能性が考えられます。

次に31区域です。これは本市が平成22年に策定しております「新待機児童解消プラン」の中で、保育需要を分析するために設定したエリアです。このエリアは本市の区の基本計画の中でまちづくりを進めるために区分されたエリアをもとに策定しております。この31区域は複数の小学校区を一つの区域として設定しておりまして、保育所整備を行うための保育需要を分析するエリアとして、プランの策定時から現在まで利用している区域です。保育需要の適切な対応が可能であると考えています。

最後に、中学校区・小学校区です。それぞれ69校区と143校区の区域に分かれてございます。市内の各保育園は、さまざまなところに立地しておりますが、その園児の通園状況を分析しましたところ、一つの保育園にその園が立地している校区以外の複数の中学校区から通園している実態がうかがわれます。このことから、保育需要の分析単位と

してはそれぞれの校区は狭く、利用ニーズに対応しにくいと考えます。

これらを踏まえまして本市が採用する区域設定として、記載のとおり31区域にしたいと考えております。その理由といたしましては、これまで説明申し上げましたとおり、地域ごとの保育需要に応じて適切な対応が可能であること、さらに現在の保育所整備におきましても事業分析を行う単位としてこのエリアを活用しているということ、この2点です。

次に3番目です。最後に区域ごとの量の見込みでございますが、既に全市の量の見込みは前回のこの会議でご報告させていただいておりますが、これを就労時間の下限48時間、60時間ごとに各区域内に立地する保育所の待機児童数などによって按分し、算出いたしております。別紙資料として添付しておりますのでご参照ください。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。今のご説明での基本的なところでは、2のところでの設定では31区域ということで、行政区ではなくエリア区名が右の欄に出ております。具体的な量については次の別紙に出てますが、まず、ご質問等ご意見いただいてからまた細かいことが必要でしたらご説明いただこうと思います。まず、基本的な考え方についてはいかがでしょうか。

○委員 31区域というのは、現在の待機児童解消プランにおいても保育所整備の一つの需給の分析に使われているということですが、このたびの需給調整の中で、「原則として認可する。しかし、供給過剰の場合は」というのは、区域の中で供給が過剰になった場合ということですよね、おっしゃっているのは。

○事務局 はい、この区域の中と考えております。

○委員 だとすると、もう少し広域的にそれを捉まえると。例えば、私、南区の弥永西に住んでいて、老司という隣の区域は結構近うございます。そのような区域の前後を考慮して、必ずしも1区域に限定して需給調整をかけるのではなく、少し幅を持って見ていただくことは可能でしょうか。

○事務局 今回の区域設定は、それをもとに需給調整をするという考えが国の基本指針ではございますが、実際にこのとおりに待機児童が発生していくか保育需要があるかどうかは、あくまでニーズ調査に基づくもので、具体的には今後の経緯を待たなければいけ

ないという側面がございます。この資料には一定の数を示しておりますが、実際にそれを超える保育ニーズが近い将来発生することも十分考えられますので、ここに書いてございますとおり、いわゆる需給調整というのは個別具体的にそのときの状況をフレキシブルに判断しながら検討していきたいと考えています。四角四面にこのように絶対につくるとかつくらないとか、お示した数にこだわることはございませんので、ご理解をお願いいたします。

○会長 今のご説明でよろしゅうございますか。

○委員 例えば、今、具体的に言いますと私立幼稚園が27年度より新制度に移行した場合で、認定こども園を実際に認可する際の量の見込みをどういうふうに設定するかというのは非常に肝のところでございますので、ぜひ、今おっしゃられたフレキシブルにということと、若干区域で供給過剰な予測が立ったにしても、その近隣区域を含んだ広域的な判断をしていただければなと願っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでございますか。どうぞ。

○委員 今、認定こども園の件で若干地域の話がされたのですが、地域云々については、今まで保育行政の中で適正な判断を多分されているんだと思います。その場合に、さっき老司の話をされたんですけれども、施設が密集したりして、その辺の距離感が私どもわからないのですけれども、施設ごとの距離の範囲といいますか、その辺を考慮していただきたいなという。新設の認可とか生じた場合、その辺のことをお願いしたいと思っております。

○会長 よろしゅうございますか。

○事務局 委員ご指摘のお話は、さらに進んでどこに整備をするかというお話かと思いますが、非常に個別具体的な話でございますので、募集をかけていく段階でいろいろ整理をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○会長 ほかにいかがでございますか。ほかの委員さん、いかがですか。何かありませんか。

○委員 別紙の下の方の見方がちょっとよくわからなくて。これは後からまた説明してい

ただけるんでしょうか。

○会長 別紙には具体的にエリアの人数が入っていますね。簡単にお答えいただけますか。

○事務局 この別紙でございますが、まずは、下限時間を48時間にした場合と60時間にした場合がそれぞれ2枚ずついております。下限時間を48時間にした場合の別紙1は、例えばそれぞれの年度の数在全市ということで、例えば平成27年度は0歳2,737人から合計5万7,002人となっております。例えばこの0歳児の2,737人をこの31エリアに分配した表が下の表です。それを具体的に総数からさらに幾つ必要かのみを取り出したのが、2枚目の別紙2の表でございます。例えば27年度で0歳児が東区であれば7人分必要だとか、そういう見方になります。

○会長 委員さん、よろしゅうございますか。どうぞご質問があれば。

○委員 私だけだったら大変申しわけないのですが、3号、2号、1号というのがわからなかったんです。

○事務局 3号と申しますのが、ここに書いてございますとおり、0歳、1歳、2歳について保育認定を今後やっていく必要がございますが、未就学児童を、1号認定、2号認定、3号認定の三つの区分に分けております。1号認定は3歳から5歳で幼稚園教育、認定こども園の幼稚園部分が必要な方々、2号認定は3歳から5歳で保育所や認定こども園の保育機能が必要な方々、3号認定は0、1、2歳で保育園の保育、あるいは認定こども園の保育が必要である方々という区分けになります。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 もし疑問があったら、どうぞ遠慮なく。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 これを見ると48、60、いずれも1号認定に関してはゼロが続いていますけれども、これはどういう意味なんでしょうか。

○事務局 ここの1号認定の考え方でございますが、基本的には3歳から5歳の方々と、

そして教育・保育のニーズがある方々を差し引いた方々をこの1号認定の総量として置いています。3歳から5歳のそれぞれの推計人口を出しておりますので、その推計人口の3歳～5歳から、2号認定の3歳～5歳の保育を必要な方々を引いたものを、置いているということです。そして、この部分は、既に現在の幼稚園さんにはキャパシティがこれ以上ございますので、新たな整備は必要ないだろうということです。

○委員 わかりました。

○会長 よろしいですか。ほかの方はいかがでしょうか。

今ご質問いただいたので理解しやすくなったと思いますが、まだ何かあればお伺いします。よろしゅうございますか。

基本的には31エリアでやっていきたいと事務局では考えているということでございますが、特段にご異論ないということではよろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 エリアについては先ほど委員さんからありましたように、ある程度柔軟な対応を考えておられるというお話でございました。

それでは特にないようでございますので、次に進ませていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議題2

第4次福岡市子ども総合計画素案（目標2）について

○会長 それでは議題2に移らせていただきたいと思います。

事務局からまたよろしく願いいたします。これは目標2の前回の会議でも検討したのですが、目標2に関連するさまざまな意見を事務局のほうで整理いただいております。ある程度これまで議論してきたところを新たに加えてご議論いただきたいということで、その辺のところをご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 資料のこども・子育て審議会における意見と考え方、目標2、安心して生み育てられる環境づくりをご覧ください。専門委員会でのご意見を集約し、そのご意見に対する現段階での市の考え方を整理しております。

まず、表の見方です。表の左側から順番に、項目の整理番号、会議名として日付と総会・専門委員会の別、意見用紙として委員からいただいたご意見の内容、そのご意見に

対する現状、現時点での市の考え方を記載しております。グレーで網掛けした部分は前回ご説明済みですので、今回は白色部分の7月4日の専門委員会でいただいたご意見に対してのご説明です。

まず、1 幼児教育・保育の充実、（1）教育・保育の提供体制の確保につきましては、上から3番目の欄、項目2の3、教育・保育の提供エリアは行政区単位とされているが、もう少し細かい地域で設定するという考え方もあるのではないかというご意見に対して、市の考え方としては、先ほどの議題、教育・保育の提供区域についてでご説明をしましたように、今までいただいたご意見や他都市の状況などを踏まえ、複数の校区を単位とするなど、より細かい範囲での区域設定を行うことも検討しているところです。今後、さらに情報収集や検討を重ねた上で決定していくこととしております。

次に、項目2の4、子どもプラザに保育コンシェルジュ業務の一部を委託してはというご意見に対して、市の考え方としては、保育コンシェルジュについては、人数を増やし活動を充実させる方向で検討しており、子どもプラザとの連携についても今後検討していくこととしております。

次に、項目2の5、保育コンシェルジュの業務に関して、保育園だけでなく幼稚園に関する相談などの情報提供もというご意見に対して、市の考え方としては、ホームページに掲載している情報については、精査の上、必要な修正を行い、よりわかりやすく提供してまいります。

次に、項目2の6、保育コンシェルジュの増員計画に関するご意見に対して、市の考え方としては、子ども・子育て支援新制度開始に向けた対応については、幼稚園・保育所関係者や市民への説明会の実施、市政だよりやホームページによる制度の周知等、保育コンシェルジュだけでなく、関係部門挙げて取り組んでいくこととしております。

次に、（2）保育士等の人材確保につきましては、項目2の8、保育士の待遇に関するご意見に対して、市の考え方としては、福岡市独自で保育士等の処遇改善を図るための補助金を交付するなど対策を講じているところです。運営費など全般的な問題については引き続き国に要望してまいります。

次に、（3）多様な保育サービスの充実につきましては、項目2の11、障がいを持った子どもの保育所や小学校の送り迎えに関するご意見に対して、市の考え方としては、保育所や小学校の送迎支援については、現行では障がい者総合支援法の障がい福祉サービスの対象となっておりません。保護者が困難を抱えている状況は理解しており、今後に向けた課題であると認識しています。なお、保護者単独では送迎が困難な重度障がい児につきましては、保護者同伴でヘルパーが利用できる場合がございます。

資料の2ページをお願いいたします。項目2の17、病児・病後児デイケアに関して病児と病後児を切り離して病後児のケアを拡大してほしいというご意見に対して、市の考

え方としては、病児・病後児の両方が利用可能な医療機関型をさらに充実させる方向で取り組んでいきたいと考えております。具体的には、平成26年度中に3カ所新設し、今回の子ども総合計画の計画期間中にも、さらに増設する方向で検討を行っているところです。

次に、項目2の22、児童養護施設・乳児院での子どもショートステイについては、敷居が高く数が伸びない、里親を増やしショートステイもできるようにしてはというご意見に対して、市の考え方としては、受け皿の確保は重要な課題であると認識しており、今後、里親の活用を含め検討していきたいと考えております。

次に、項目2の23、ショートステイが利用しやすくなるようにイメージを変えることやアピールについてのご意見に対して、市の考え方としては、ショートステイは一時的に家庭で子どもを養育できない場合に7日間を限度として子どもを預け、宿泊させる制度です。そのような場合、保護者は子育てに関して何かしらの困難を抱えていることが考えられます。そのため、区の家庭児童相談室において、丁寧に相談対応を行い、利用を決定しているところです。なお、PRにつきましては、子育て情報ガイドやひとり親ガイドブックへの掲載等を行っているところであり、引き続き周知を図ってまいりたいと思っております。

資料の3ページをお願いいたします。（4）教育・保育の質の向上につきましては、項目2の27、アレルギー児の対応に関する研修などは、保育所職員だけでなく幼稚園職員も研修に参加しており、また幼稚園で保育に携わる職員の研修が必要であるというご意見に対して、市の考え方としては、幼稚園職員研修については私立幼稚園連盟が実施する研修等に対して補助を行っており、今後も支援を行っていくこととしております。なお、平成26年度につきましては、幼稚園長時間預かり保育を実施する園に対して、市がアレルギー児対応を含む研修を実施しております。

次に、2の母と子の心と体の健康づくり、（1）健康づくりの推進では、項目2の33、新生児訪問の全戸訪問拡大に関するご意見に対して、市の考え方としては、重要な事業であると認識しており、しっかりと取り組んでいくこととしております。

資料の4ページをお願いいたします。7の子どもや子育て支援に関する情報提供では、項目2の41、ショートステイやファミリーサポートに関して産科の病院に情報発信してはというご意見に対して、市の考え方としては、ショートステイやファミリーサポートをはじめとする子育て支援情報については、福岡子ども情報ホームページや子育て情報ガイドなどにより情報提供を行っているところであり、今後、子育て情報ガイドを産科の病院でも閲覧できるよう配布を検討してまいります。なお、ファミリーサポートセンター事業については母子健康手帳にも掲載しており、引き続きさまざまな手法で周知を図ってまいります。

最後に、項目2の42、保育園・幼稚園の相談や園庭開放などの地域に向けた活動の情報提供に関するご意見に対して、市の考え方としては、各区に配置している保育コンシェルジュは保育所・幼稚園・認可外保育施設などのさまざまな保育サービス等の情報収集を行っており、今後も市民にきめ細かな情報提供ができるよう努めてまいります。

お手元に子育て情報ガイドを置かせていただいております。こちらを見ていただきますと、ご意見に出てきましたファミリーサポートセンター事業については17ページに記載しております。病児・病後児デイケアについては20ページ、子どもショートステイについては21ページ、子どもプラザは45ページから46ページに記載しております。参考にいただければと思います。説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

今、ご説明いただきましたように、これまでも皆さんからご意見をいただいておりますが、7月4日の専門委員会で検討されたことをこのようにまとめていただいております。特に今後、9月にまた総会がございますので、それに向けてこの専門委員会でもまとめていきたいと思っておりますので、今書かれていることについて、また、それ以外でも結構でございますから、ご意見いただければと思います。

○副会長 ファミリーサポートセンター事業を子育て情報ガイドに載せていただきましてありがとうございます。特に今、産科で出産するお母さん方はすごく少なくて、産後入院も全国的に増えております。しかし、1日のステイがすごくまだ……。

今、モデル地区として、神奈川県で市が負担して1日に3,000円ということでやっております。それが全国的になればすごくいいわけなんです、なかなか今、産後のお母さんたちのヘルプが難しい状況で、このファミリーサポート事業というのは核家族にとってはとてもすばらしいことだと思いました。

一つ教えていただきたいんですけれども、多分、直方市だったと思うんですけれども、ファミリーサポートの料金が1時間当たり150円なので、お母さん方がヘルプが頼みやすくて、とても助かってるっていうことを伺っておりますので、何とか福岡市も安くしただされば、もっともっと福岡市のお母さん方も産後いいのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。

○事務局 貴重なご意見をありがとうございます。

ご存じのとおり、ファミリーサポートは、社会福祉協議会、そしてたくさんのスタッフにご苦勞をいただいて運営しておりまして、利用者の方々からもすごく好評な事業で

ございます。料金については、直方のことまでは調べてございませんでしたが、どうやってそんなに安い金額でいいのかも含めて調べます。料金を下げることにすぐ結びつくとは思いませんが、どうやって運営していらっしゃるか調べさせていただきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 私はファミリーサポートのほうでアドバイザーをしておりますが、150円というのは初めてです。知りませんでした。大阪かどこかが300円でされていて、300円は市の方から助成されているということを聞いたことがあったんですけれども、やはり行政のほうに助成をしていただかないと厳しいのかなというのはあります。

預ける側からすると、600円が500円だったら、ワンコインだったらなという。日曜祝日が800円というのも、お仕事をされている方は、1時間800円の時給というのは、なかなか今、厳しい方も多いので、日曜祝日は厳しいと。でも、今、日曜祝日も預かっていただける認可保育園が徐々に増えていて、1日お預かりも3,000円くらいからされているところも多いと聞いておりますので、認可の保育園に行っているお母さん方には、日曜祝日はこういったところもあるのでどうですかとお勧めさせていただいています。

預かる側にとっても150円ではちょっと厳しくて、600円であるからこそ責任を持ってやろうかなと思うのではないかと思います。そこがちょっと微妙なところで、年配の方でボランティア精神のとても強い方は要らないよということで、1人300円でされている方もいらっしゃるんですね。料金については、「あえて私たちは規定を定めていますけれども、お互いで決めてください」という説明をさせていただいています。でも、ある程度決まった料金でやっていただかないと、その方ができなくなって別の方になったときに、あの人は安かったわ、この人は高いわっていうことになっていけないので、ある程度一定にしたいということがあって、行政のほうからの支援があればもっと使いやすくなると思います。

でも、登録には一切お金もかからなくて、いざという時のために利用したいという方が多いので、今の段階ではこれがぎりぎりなのかなと思いつつあります。でも、安くなったらもっと利用回数が増えるかなと思います。私は博多区でやっているんですけれども、1カ月に少ないときで100件、多いときは200件近くサポートをしてもらっています。南区や早良区では、1カ月300件、400件近くサポートされていますので、その回数から考えると、利用できる方たちにとってはいいんだけど、低所得の方たちにとってはちょっと厳しいかなと思います。でも、その金額のところは助成がないとどうにもできないかもしれませんが、150円は魅力ですし、もっと頼みやすくなるのかなと思

います。

○会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

ちょっと私からいいでしょうか。この2の33の新生児のところで、全戸訪問という希望があります。たまたまこの間、卒業生が来て、双子の場合は外に出て行くのが非常に大変だったということを訴えていました。多胎というか、三つ子は少ないと思うんですが、新生児のみならず、双子さんの家庭への配慮なんていうのはあるんですか。そこを意識されているということはあるんでしょうか。

○事務局 聞いたことがございません。

○会長 ないんですね。どれくらいの人数、比率なのかわからないんですけれども。

○副会長 不妊治療によって、今、双子は増えていますよね。

○会長 普通の新生児でも半年経つととても大変で、なかなか外に出られない、相談するための場所やプラザなどにも出て行くことはまずできないということを言っていて、その辺のところを訪問でうまくカバーできると助かるかなということを訴えていました。たまたまこの事業の中にありますので紹介しました。どうぞ。

○委員 私が意見を言うのも変な感じなんですけれど、双子の件に関しては福岡市の子ども家庭支援員という制度がありまして、私、支援員をしていたことがあるんですが、結構な割合で双子のお宅に伺うことがありました。

○会長 それは制度としてあるのですか。

○委員 制度としてあって、リスクが高いのではないかと保健師さんとかが判断した場合に行く制度なんですけれど、結構な割合で双子さんのお宅に伺ってたのと、今ふと思い出しました。

○会長 それは市の中での文脈が違うんですか。子育て支援じゃなくて、保健か何か。

○委員 地域保健福祉課から結構依頼されたりとか。

○事務局　うちの事業として家庭支援員さんという制度がありまして、区の地域保健福祉課の保健師が訪問する中で、支援員さんを入れて生活のお手伝いをする制度がございます。結構活用されていると思います。

○会長　それは家庭から申し出るんですか。それとも産まれているのがわかるから、市のほうから出向くのですか。

○事務局　保健師が新生児訪問などをしたときに家庭の状況を見て、これは支援員さんを入れたほうが良いなというときは保護者の方と相談して支援員を派遣することもありますし、保護者の方から相談がある場合もあると思います。

○会長　保護者から出さなくても、自動的にいったらおかしいけれど、産まれたら住民票なんかから推察して行くんですか。

○事務局　区の保健師が新生児のお宅を訪問したときに状況を見て、養育能力がどうかというご家庭とかに派遣しましょうかのご提案したり、あとは区の子育て支援課に相談があったケース、虐待、ネグレクトのケースのときに、家庭の養育能力に問題があるということで支援員を派遣するケースがあります。

○会長　養育力があるかどうかというのは、なかなか難しい判断ではないかと思うんですけども、例えば、私が聞いたのは、今は東京に引っ越しましたがけれども、1～2歳のときは福岡にいたケースでした。経済的には恵まれている状況じゃないかなと思いますけれども、マンションで一人で育てていて大変だったということを訴えていました。その専門的な勉強をしている人でもあったんですけど、それでも大変そうだったので、「制度的になかったの」と聞いたら、「私にはよくわかりませんでした」ということを言っていました。私もそういうことに全然気がつかなかったものですから伺ってるんですが、その辺がどういうふうに流れているか、ある程度見ておいていただければありがたいなと思いました。ほかにはいかがでしょうか。

○委員　それに関して、支援員さんの制度は、ある程度の年齢になったらここで終わりというのがありますよね。ずっと引き続き利用できるわけではなくて、それで、その後はファミリーサポートのほうにお願いをされる場合もあったりしました。今まで来てもらって手伝ってもらってたんですけども、その支援が終わるので、ファミリーサポートのほうにということで保健師さんからつないでもらったりして支援をする場合もありまし

た。精神に障害を持っているお母さん方が最近すごく増えているので、そういったお母さん方の支援で家庭支援員さんが入っているケースがあって、赤ちゃん訪問とか健診のときにちょっと様子がおかしいということから、訪問されて、家庭支援員さんが入るかどうかなということになってるというのをお聞きしました。私の勉強不足で何なんですが、あれは何歳児ぐらいまで。1歳になったら終わりですか。2歳ですか。

○事務局 年齢はないんですけれども、あくまで養育力を向上するための支援をするということで、実際にお手伝いをするわけではありません。ケースとしては、新生児訪問とか4カ月児健診の後に保健師が訪問に行って判断することが多いです。一応期間がありまして、3カ月間で改善が見られない場合はさらにワンクール、合計6カ月間という形になっています。

○会長 よろしいですか。ほかの項目等でいかがでしょうか。何かお気づきのことはございませんか。

一つは（１）の教育・保育の提供体制の確保では、この委員会で7月4日に検討されたことについて4項目が出ております。この中身については、お知らせのほうで随分提供についての情報が出てくるということもありましたが、コンシェルジュのことが書かれております。

どうぞ。

○委員 子ども総合計画の中でやっている事業に関してなんですけど、よろしいでしょうか。53ページの離乳食教室、これは2番ですよ。ここの課題ですよ。要望というか、どんな感じかをお尋ねしたいんですけれども、城南区の子どもプラザが城南保健所の2階にありますので、離乳食教室は保健所の中で保健所の事業として行っていて、終わった後にプラザのほうに戻ってこられて、離乳食教室に行ってきましたという方が結構な割合でいらっしゃるんですけど、その中に結構な割合で落ち込まれる方が多いんですね。どうしてかという、栄養士さんが栄養のバランスを考えてきちんときれいにつくられているみたいで、「ここまでできない。離乳食って大変ですね」と言われます。いやいや、そんなことないよ、きつかったら冷凍でもいいからとお話ししてお帰しするんです。だからどうということではないし、栄養士さんがきちんとされているものなので、そこは押さえどころなのかなという気はするんですけども、毎回かなりの割合で落ち込んで帰られる方がいるので、もうちょっと逃げ場みたいなものをつくっていただければいいと思います。済みません、ここを出してどうこうってなるものではないんですけれど、目についたもので。

○会長 何か改善する方法があるのかな。

○委員 私もわからないんです。でも、いろいろな方が毎回言われるんですよ。

○委員 私も落ち込んだ一人です。今、民間でもいろいろな商品、サービスがありますので、悩まれている方には、逃げ道として、こういうときにはこういうふうに市販のものを利用していいですよと。言われているかもしれないんですけど、そこをもう少し……。すり潰したものを冷凍してそれを小分けにするというのも、すり潰すのも大変だし、つくったときに限って子どもは食べてくれないんですね。一生懸命手をかけたときは食べなくて、ちょちゃっとつくったときには食べてくれたりとか、日々落ち込みながらやっていたらいいので、そういった市販の方法も使って、こういう方法でもいいんですよというのがあれば、もうちょっと頑張れるかなと思います。

私も、実際聞いて落ち込んで、3日くらいは頑張ったけれど、4日目にはもどに戻っちゃったという感じでした。一つの方向性として、目指すべきところはここだという感じで説明をしていただいて、もう少しそれに向かって頑張ろうって思うような方向だったらいいのかと思いました。実際私も落ち込んだので、共感しました。

○会長 細かいですから、なかなか難しいところではありますけれど。

○事務局 同じ53ページの下から2番目、保育所幼稚園での食育の推進という一環の中で、全公民館にPRしている子育て支援事業があります。これは公立保育所の調理業務員が公民館や広い部屋があればそちらに出かけて、3歳未満児の食事を一緒に作り、ご相談を受けています。職員が帰った後、お母さんや子どもさんと調理した料理を食べていただいています。離乳食の希望があれば、それも数種類作ったりしております。また市のホームページなどでは保育所の献立等を紹介しておりますので、それを参考にいただければと思います。

○委員 それは校区の育児サークルとかサロンとかに来てくださるということですか。呼べば来てくださるという感じですか。

○事務局 これについては調理器具がないとできないので、調理器具を置いてある公民館等で行っています。食材は我々が持ってきますが、個人負担が300円程度必要です。公民館によっては補助を出して個人負担100円というところもあります。10時前後に集ま

っていただいて、11時半から12時ごろには食事ができているという状況です。

○委員　そういうのをしたいと思ったら、どこに申し込んだらいいんでしょうか。

○事務局　全公民館に2月から3月にチラシをお配りしまして、公民館の行事に組み込んでいただければありがたいということでPRしています。

○委員　食進会の活動とはまた別なんですね。

○事務局　食進会の活動とはまた別です。

○委員　ありがとうございます。

○会長　よろしいですか。そのほか、いかがでございましょうか。

○委員　私もここでどうこうなる問題ではなくて、個人的な願望といえますか。小さい子を持って働いているお母さんはキャリアアップのためというのものもあるんでしょうけれど、経済的な理由からしょうがなく働いている方が多いんじゃないかと思います。私もそういった意味で、週に3回働いているんですけども、小さい子を抱えてフルタイムで働いている方とかは、精神的にも肉体的にもとても大変だと思いますので、できれば安心して産み育てるといとか、無理して働かなくても安心して産み育てられるような福岡市、経済が潤う福岡市になってくれればいいなと、個人的な意見ですが思っております。

○会長　計画の中に盛り込むとすれば、どの辺のところからアプローチすればよろしいでしょうか。

○委員　この計画自体には、安心して働きながら小さい子を育てていくためのことがたくさん盛り込んであるんですけども、働きたくはないんですね。小さい子どもがいると、小学校に上がるまではなるべく家で、そっちを優先したい。私も幼稚園に預けているんですけども、病気の時とか、働かなかったら家で見られるので病児病後保育に入れる必要もなく、そういった意味でもそちらの施設に対する負担も少なくなるのかなと思うんですが、結構頑張って無理して働いているお母さんが周りに多いなと感じます。どこに盛り込むかというのはちょっとよくわからないんですが、もし働くとしたら、例えば1日10時から2時までとか、短時間で働きやすい仕事があればいいかなと常日ごろ思

っております。

○会長 そうですね。

○委員 つけ加えて、乗っかるようで申しわけないですけども、50ページの障がい者保育についてです。今、おっしゃったこととかぶってくるんですけど、私は今、福岡市の養育里親として2人お子さんをお預かりして育てているんですが、下の子に障がいがあるので、普通の幼稚園に行かせながら養育に通っているという状態で、あいあいセンターでお母様たちと毎月お会いしてお話をする人が多いんです。結構な割合でおっしゃるのが、本当は皆さん幼稚園に入れたいんだけど、幼稚園だと加配の先生がつかない、保育園だと障がい児であれば加配の先生がついてゆっくり見てもらえるので、例えば2日働いていたんだったら、あいあいセンターの先生から、じゃああと2日増やして4日にして保育園に入れなさいよ、そうしたほうがお子さんのためになるわよと言われて、増やしたくはないんだけど、幼稚園には加配の先生がつかないので仕方なくというか、仕事量を増やして保育園にやっている方が多いようです。そういう話を聞くにつけ、何か順番が違うような気がするなと思います。

この場ではないんですけども、療育園に通うほどでもないにしろ、障がいがある子どもの場合は幼稚園の時期までしか定型発達の健常児のお子さんと一緒に育つ機会というのはなかなか難しいんです。最後の機会かなという気がするので、この2番のところではないんですけども、幼稚園にも、幼稚園に通わせる親御さんたちにも、何らかの形で日常の補助が欲しいなという気がしています。

○委員 すみません、先ほどの多様な保育サービスの充実の回答のところで、重度障がいのお子さんについては保護者同伴のヘルパーが利用できる場合があると書いてあるんですけども、今、重度ではなく軽度の発達障がいとかを持っているお子さんがすごく増えていると思います。そのお子さんたちの親をサポートする制度が少なく、働いた分のお金でサービスを得なければいけないというところもありますので、重度のお子さんではなく、軽度のお子さんにももう少し目を向けていただいて、送迎やヘルパーさんの派遣について、もう少し枠を広げていただけたらなと思います。

小学校に上がったなら大丈夫になったというお子さんが結構いらっしゃるんですね。ファミリーサポートでも、「障がいがある」に丸をつけられるお子さんが結構いらっしゃるんですけども、「あいあいセンターに通ってました」と言われるお子さんでも、小学校に上がったなら普通教室へ何とか行けるようになりましたという方もいらっしゃいます。そういったお母さんたちは幼稚園までにサポートが欲しかったり、送迎でお金を

使っていたりとかされているので、そういった方々にもサポートの目が向けられたらいいのかなと思いました。

先日テレビで、女性は産みなさい、社会進出しなさい、介護もしなさいということなんだけど、どうしたらいいんだろうって言われてました。そのとおりだと思いました。そのときに、自民党の元議員さんが言われてたのが、「男性だって大変なんです。外で働いて、家では奥さんの愚痴を聞いて」ということを言われてたんですけども、それを聞いてうちの主人が、「この議員さん、こんなこと言って女性を全部を敵に回したね。こんなこと俺は家では言えない。言ったら敵に回してしまう」って言ってたぐらいで、産みなさい、働きなさい、進出しなさいって言われるわりには、カバーしてもらえる、サポートしてもらえる分が少ないのではないかなと思います。私も本当は3人、4人産みたいんですね。でも、無理が出てくるので、そういったところのサポートをもう少ししてもらえたらいいのかなと思います。どこでどうなんだろうというのは微妙なんですけれど、そう思いました。

○会長 ありがとうございます。

委員さんに伺いたいんですが、保育園は障がい保育をやってますけれど、先ほど話にあった軽度のお子さんについて、幼稚園のほうでの受け入れの現状はどのようになっていますか。保育料とか何とかというのはないと思いますけれども。

○委員 各園の対応ということでございますが、基本的には受け入れる方向で、各園今も実際やっていらっしゃると思います。私も発言しようと思っていたんですけど、先ほど加配の話がありましたけれども、実際に今、幼稚園にフリーの先生を置いたりしつつ少し手のかかるお子さんに対しても対応しておりますし、職員もぎりぎりの最低の人数の職員ということではなくて、少し余裕というか、のり代を持って取り組んでいます。

○会長 それには行政的サポートはないということですか。園独自でということですか。

○委員 一応、障がい児1人当たり年間5万円という形ですね。50ページに障がい児保育ってあって、ここには明記されていませんが、就学前の障がい児教育は幼稚園においても行われています。保育に欠けるということではないですが、先ほどお話が出ましたように、小学校になると特別学級や施設に行かないといけないので、せめて幼稚園の間、いわゆる統合保育で健常児のお友達と一緒に過ごす時間が欲しいとお母様方がおっしゃるので、実際にこれについては従来からやっていますし、今後ますます増えてくる可能性がございます。特に発達障がいは難しい面があります。

○会長 小学校では特別支援学級ではなくて、通常学級に特別な配慮が必要な子どもがたくさん入っているという現状がありますよね。だとすれば、幼稚園でもそれぐらいの配慮をすれば対応していけると考えられますが、同じように対応するのは難しい部分のあるお子さんが随分入りつつあるんじゃないかと私は思っています。今までおっしゃったように、重度というか、ある程度障がいが明確なお子さんですね。2～3歳ですと、まだ診断がつかないお子さんも中にはいると思うんですね。そういった子どもさんたちの保護者のニーズを、どんなふうに、どこで取り上げていくのかよくわからないというのは、確かに言われてみるとそうかなと思います。その辺、お考えがあればお願いします。今のところの多様な保育サービスの中に入るのかどうかわかりませんが、あるかもしれません。何か事務局からその辺の入れられそうな感じのところがありますか。教育の中ではそれはかなり言われてきていますが。

○事務局 貴重な意見をどうもありがとうございます。委員からもご指摘というか、お話がありましたように、幼稚園には障がい児1人当たり5万円の補助をさせていただくとともに、各幼稚園さんがそういうお子さん方にどう対応したらいいかという相談をしていただけますように、あいあいセンターで電話相談を受け付けたり、あいあいセンターから職員を派遣して、そういったお子さん方にどう対応するかのご支援をさせていただくような制度をつくっているところです。今後とも幼稚園の障がい児への対応については、これからの課題ということで検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 実際に5万円という話もありましたけれども、福岡市ではなくて、県からも、親の承諾を得てという条件はございますが、申請すれば年間1人当たり39万2,000円の補助があったと思います。しかし、保育時間の問題もあるかもしれませんが、軽度の場合でも保育所は年間多分その倍ぐらい出てると思います。そういう補助に関しては、今後、しっかり検討して、もう少し上積みしていただければという現場の意見がありますし、先ほど委員さんからお話があったように、本当は働きたくないけど云々ということがあると思います。今、市から幼稚園には就園奨励費というのが出てますけれども、この辺に関してももう少し、市単費で上積みという部分があれば少しは変わってくると思います。科目は別としても、もちろん、キャリア志向の方は構いませんが、幼稚園にお子さんを預け、本当は働かないでしっかり子育てをしたいというお母様方も、安心して産み育てる環境、母子関係というのも私は大事なことじゃないかなと思いますので、

その辺のところもぜひよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。そのほか、何かお気づきのことや、検討されてこられたことはございますでしょうか。

まだ、あまりご意見いただいていないところがあったということで、事務局から一つお願いいたします。

○事務局 これまでさまざまなご意見をいただき、ありがとうございます。今までのご意見を整理していく中で、ご意見をいただいていない項目がございます。素案の資料の54ページ～55ページにかけて、3のひとり親家庭への支援について、現段階では、まだご意見をいただいていませんので、何かしらございましたら、よろしくお願いいたします。

○会長 今、ご説明ありましたけれども、ひとり親ということについてです。昔は母子家庭という言葉を使っていたわけですが、今はそういうことではなくて、お父さんということもございますので、ひとり親ということになっているようです。そこに対していろいろ配慮すべきことがあるということでございますが、意外とここのところではご意見いただいていないということで、お気づきのことがございましたならお願いします。

○委員 2番目の家庭児童相談室についてお尋ねします。これは多分、各区役所の子育て支援課の中に入っていると思うんですけども、再びプラザのことで申しわけないんですけど、先日、プラザにいらっしゃっていたお母さんが、ひとり親なので保育園に入れないといけないということで、コンシェルジュさんに相談に行かれたそうです。保育園の話はきっちりわかったそうなんですけれども、ひとり親家庭なので、保育園のこと以外にそれに付随した悩みとか心配事があつたらしいんですけれども、それを言い出しかねてプラザにいらっしゃって、ぼろぼろと出てきたので、そのまま家庭児童相談室に回しました。このシステムがわからないのですが、支援課の中にまた別枠で職員さんがいらっしゃるんですか。どういう感じで入っていらっしゃるのがよくわからなくて、お聞きできたらと思います。

○事務局 区役所によって部屋のレイアウトというか、職員配置が異なるかもしれませんが、区の子育て支援課の中にコンシェルジュも配置されてますし、同じフロアに家庭相談室ということで、家庭相談員がいて、相談ができる体制も整っていると思います。

○委員 児童相談室の方は、正規の職員の方ではなくて、保育コンシェルジュみたいな感

じですよ。

○事務局　そうですね。嘱託になります。

○委員　その方は支援課に行ったんだけど、ひとり親であるにもかかわらず、救われなくてというか、そのまま帰ってきちゃったので。家庭相談室にお願いしますと言わないといけない感じなんですか。支援課が二つあって、保育園部門と相談部門が分かれているようなイメージがあるんですけれども。

○事務局　そうですね。子育て支援課の中で係は別になります。ただ、コンシェルジュさんのところに来られたということで、多分、保育の相談で来られたと思ったんじゃないかなと思います。

○委員　多分そうだと思うんですけど、つなぐようなシステムになっているんですね。

○事務局　そこで何かしら言われれば、当然つなぐようになっています。

○委員　わかりました。ありがとうございました。

○委員　ひとり親家庭はすごく増えていると思います。若い世代の20代、30代前半のお母さんがひとり親になられていることも多いと思うんですけれど、ひとり親になったら、子育て情報ガイドとかを読んでもください、次はこうしたほうがいいですよ、ああしたほうがいいですよということも、ファミリーサポートに相談があったらお話をするようにしています。まず、どこどこに行ってください、ここに行ったらこういう支援の制度があるから、そういうところで問い合わせてみてくださいということを言うんですけれど、ケースごとのチャート式みたいになっていたら、わかりやすいかなと思うんですよね。離婚したらと死別したらで違うじゃないですか。これをさっき読んでいましたら、交通事故で亡くなられた場合とか、ご病気で亡くなられた場合、夫婦仲が悪くて離婚した場合とか、いろいろなパターンで支援も違ってくると思いますので、そういったチャート式みたいなのがあれば、もっとわかりやすくできるんじゃないかなと思いました。

そして、今、父子家庭の方もすごく増えているなと思います。父子家庭の方だからこそ言えない部分、すごくつらい部分もあるだろうと思うので、家庭相談員さんはほとんど女性なんですけれども、男性でもそういう相談しやすい方を配置していただけると、男性の方も相談しやすいかなとも思いました。

この間は、「男ながらすみません」と言って、先月奥様が亡くなられて、四十九日過ぎた日から僕は仕事に完全復帰しないといけない、娘はどうしたらいいんでしょうかということで、急遽保育園への入所を申し込まれたんですけれども、その後どうしたらいいだろうと。保育園のお迎えに間に合わない、これはできない、あれはできない、「男ですみません。僕、全然妻のこと見てませんでした」と。そのときに、もし男性の方が相談室にいらっしゃって、かわって相談に乗ってあげられたら共感してあげることもできるんじゃないかなと思いました。そういう配置も今後は必要になってくるのではないかなと思います。よろしくお願いします。

○委員 今、母子家庭、父子家庭とかで、保育園に預けに来られているお母さんたちがすごく多いんですね。一義的に個別的な悩み事と言うのは先生たちとかや主任さん、ベテランの先生に相談することが多いんですけれど、今おっしゃったみたいに、行政上の補助制度などを個別にはよく知らないので、いろいろ区役所などから冊子をもらったりしてはいるんですけれども、お母さんこういったところに相談をされたらいいんじゃないですかとか、こういう補助が出るんじゃないですかという話がぱっと出ないので、機転をきかせて私たちからアドバイスするのが難しかったりすることがあります。特にお金の話とか、援助の話とか、日常的にそういう具体の情報を提供いただければ幸いです。

○会長 ひとり親家庭に対する行政的な支援にはどんなものがあるかということですね。

○委員 そうですね。我々自身、まだ全体像がわからない部分がすごくあるのでですね。

○事務局 ひとり親家庭につきましては、こういったガイドブックをつくっています。子育て情報ガイドとは別にですね。児童扶養手当の手続窓口など公共施設に配って、ひとり親の方に相談や支援等の制度の情報を届けるようにしております。

○会長 ちなみにそういうのはどれくらいの利用率というか、どれくらいの実数を配布されているんですか。調べることはないと思うんですけれど、せっかくつくっておられて、それを利用される方がどれくらい実際にいらっしゃるのかなと思って。

○事務局 ひとり親になられて児童扶養手当の手続に行くとそこにあったり、あとは行政の窓口で手続されるされるときにわかるようにしてあります。

○委員 その冊子を持って相談に来られて、どこをどう見たらいいんだろうって聞かれる

んですね。だから、それを開きながら、まずはこれをしてください、その次ここですねというのを私たちがしているんですね。そういうことがあるので、そこまでしていただけたらそのガイドブックが活用されるんじゃないかと思います。これと、ひとり親ガイドを二つ持ってこられて、これをもらったけどどうしたらいいかわからないということで、それに1個1個付箋をつけてあげて、まず1番はここですよと説明させていただくこともよくありますので、もしよろしければ、そこまでご説明していただけたらいいのかなと思いました。すごくわかりやすいんですけどね。知っている人間が見たらわかりやすいですよ。でも、全く行政のことを何も知らない方が見られたら、ちんぷんかんぷんなんですね。その辺をもう少し説明してあげたらいいんじゃないかなと思いました。

○会長 なるほど。パソコンのマニュアルみたいですね。どうぞ。

○事務局 子育て情報ガイドの発行部数は毎年2万6,000部ほどです。出生数が毎年1万4,000人ですので、2万6,000から3万部発行しております。

○副会長 その子育て情報ガイド、すごくよくできているんですけども、これはお母さん方だけに配ってるんでしょうか。どういうところに配ってるのか教えていただけますか。

○事務局 主に、児童手当とか申請手続に見えたときに、区役所のほうでお配りしています。あと、公民館や情報プラザとか、いろいろなところに配布しております。

○副会長 ありがとうございます。できましたら産科の病院に置いていただくとか、看護学校の保健師、看護師、助産師の学生さんたちもいろいろな学級を持っていて、お母さんたちに情報提供できると思いますので、ぜひ大学等にもお願いできたらと思います。

○会長 なるほど。いろいろな情報があるけれども、それが有効に利用されてないということがかなりあるんでしょうね。相当ケアなされているんだろうという気はしますけれども。

ほかにはいかがでしょうか。ひとり親家庭の問題についてもご意見いただきましたが、そのほかのことでも結構です。

○委員 就業支援で職業訓練がありますよね。就業に有利な資格の取得とか、能力開発でハローワークのほうで検定とかをとるために勉強する期間が設けられていると思うんで

すけれども、その講習期間は絶対休めない。1回でも遅刻をすると資格がもらえなくなるので、子どもが病気でも急なお迎えが一切できなくて、ファミリーサポートのほうで何とかその期間はお願いしたい、遅刻もできない、急に休みもできない、園から呼び出しが来ても迎えにも行けない、携帯を鳴らすこともできない状況で訓練を受けられている場合があると聞きました。お子さんを預けてされている方には、柔軟に対応していただけたらと思います。ひとり親になって資格を取って働こうとされている方が、子どもさんを預けているのに、子どもさんの緊急なときになぜ対応してあげられないのかな、それだったら、その方は、今後働くようになって心細いまま、何かあったときに自分に対応できないと思うままで働かなきゃいけない状況になるんじゃないかなと思います。就業支援に関しても、もう少し柔軟に講座のほうの取り組みを変えていただけたらなと思いました。ちょっと名前をど忘れして出てこないんですけども。

○会長 おそらくそれは、ここの問題ではないと思うんですけども、おっしゃることはよくわかります。就業のための職業訓練は非常に厳しいですよ。そういう方だけを対象にしていなくて厳しくしていると伺っています。しかも、資格を取るんだからということだと思うんですよ。しかし、その辺の配慮として、出られやすいような状況づくりが必要なのではないかと思います。

○委員 お尋ねなんですが、母子生活支援施設というのは母子寮のことですか。

○事務局 母子寮です。

○委員 福岡市の母子寮は室見と小田部の2カ所だけですか。もっとたくさんありますか。

○事務局 室見と百道です。

○委員 2カ所だけですか。

○事務局 2カ所です。

○委員 これは増えたりはしないんですよ。

○事務局 予定はありません。

○委員 何か固まってるなと思ってですね。

○会長 よろしいですか。

○会長 ほかにはいかがでしょうか。いろいろとご意見いただいてまいりましたが、ほかにないようでしたら、今回の目標の議題については閉めたいと思います。

委員の皆様方、よろしゅうございますか。

〔「なし」の声あり〕

○会長 ありがとうございます。本日は目標2の3回目ということで、これはまた事務局のほうでまとめていただくことになっております。前回の会議のときに、この専門委員会の審議の中で出されるご意見につきましては事務局に整理していただくことになっております。その整理されたことについて、9月の総会で私から報告させていただくことになると思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは事務局にお渡しします。よろしくお願いします。

○事務局 皆様、大変お疲れさまでございました。針塚会長、谷口副会長、並びに委員の皆様、大変ありがとうございました。3月から3回にわたりまして大変貴重なご意見、ご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

事務的なご連絡をさせていただきます。本日の会議につきましては、議事録を作成しまして公表することになっております。後日、議事録の内容を事前に確認いただくため、メールまたは郵便でお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、先日ご案内を送付させていただきましたが、平成26年度第2回審議会総会を9月29日月曜日15時から予定しております。お席にも開催案内を置かせていただいておりますので、恐れ入りますが、出欠を記入いただき、机に置いてご退室いただきますようよろしくお願いいたします。後日、メール、ファクスでお送りいただいても差し支えございません。

それでは、以上をもちまして、目標2「安心して産み育てられる環境づくり」専門委員会を終了させていただきます。どうも皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉 会